

北区立児童発達支援センター運営業務委託に関する 公募型プロポーザル審査基準

No.	審査項目	評価項目及び評価視点
1	事業者適性 について	<p>①児童福祉法等の関連法令を理解した提案となっているか。</p> <p>②発達支援における地域の中核施設かつ公立施設としての役割を担える提案となっているか。</p> <p>③障害児通所支援事業所の運営実績及びそれによるノウハウを持っているか。</p>
2	事業実施体制 について	<p>①経験者や有資格者を適正に配置し、適切な人員配置を行っているか。</p> <p>②関係機関や他事業と連携ができる人材等、具体的な人材確保の取組が示されているか。</p> <p>③人材育成や支援の質向上を意識した研修体制と北区子どもの権利と幸せに関する条例、障害者虐待と障害者の権利擁護に関連する法令を遵守した取組が行われているか。</p> <p>④事業に関する自己評価及び第三者評価の公表に関する取組や意見や要望、苦情に対する対応策が適切か。</p>
3	事業内容に ついて	<p>①各事業について実施に関する考え方と具体的な取組内容が示されているか。</p> <p>②療育に対する考え方は適切か。また、支援内容は年齢や障害の状況、特性に応じたものとなっているか。</p> <p>③行政及び保育所、幼稚園、学校、医療機関等の関係機関と連携・協力を図り、切れ目のない支援が実現できる事業提案となっているか。</p> <p>④本人や家族の意向を尊重し、適切な支援や情報共有が図れる事業提案となっているか。</p>
4	危機管理体制	<p>①事故や災害発生時、感染症流行時に迅速に対応できる体制や予防体制は整っているか。</p> <p>②個人情報保護、情報セキュリティに関する取組は適正か。</p>
5	財務状況の 健全性について	<p>①財務状況は健全で安定した運営ができるか。</p>
6	見積金額に ついて	<p>②見積額は妥当か。</p>